令和6年度　常盤松中学校　生活のきまり

本校では「常盤松憲章」（下記）を制定してます。校則に明記されていない内容について判断し、今後も継続的に見直ししていくための土台となります。生徒自身の主体性の元、教職員や保護者、地域の方々との対話の中でよりよい学校生活づくりを目指していきます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

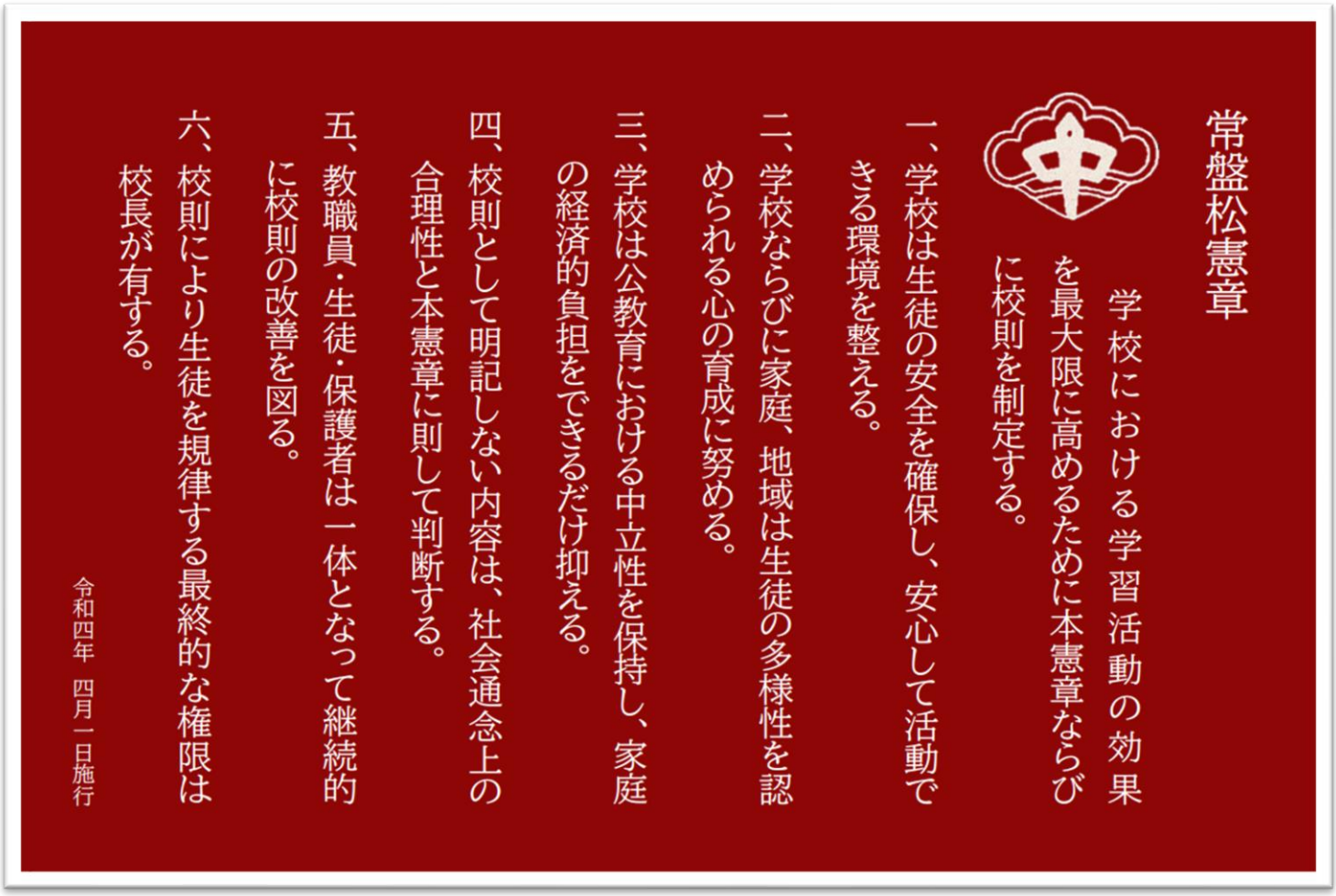

服装について
1 登下校は標準服、またはジャージ（または体操服）とし、校内ではジャージ（体操服）で生活する。
2 譲り受けたジャージは自分の氏名に変えて着用する。
3 体操服を着用せずにジャージのみの着用はしない。
4 靴は学生靴もしくは運動靴とする。
5 上履きは白の運動靴で学年カラーの入ったものとする。（1年：黄色　2年：緑色　3年：青色）
6 上履きのかかとに氏名を記入すること。
7 カバンは指定のもの（リュック型）とする。　※3ウェイ型のものも引き続き使用可
8 サブバックは、黒か紺の単色とする。
9 休日の部活動や、部活動再登校時はジャージ及び部活動で定めた服装でもよい。

標準服について（パンツタイプ）
10 黒の学生服、校章を右襟につける。
11 ズボンは黒のズボン、ノータックとする。
12 ベルトの色は黒とする。
13 夏季は白のワイシャツ（半袖または長袖）を着用する。
14 式典時の靴下は白、黒、紺、グレーなどの華美でない、くるぶしの隠れるものを着用すること。

標準服について（スカートタイプ）
15 紺のセーラー服（襟と袖に白線3本）、スカートはジャンパースカートとする。
16 スカーフは黒とする。
17 スカートの丈は膝下程度とする。黒タイツ、レギンス等（防寒目的）の着用可。
18 式典時の靴下は白、黒、紺、グレーなどの華美でない、くるぶしの隠れるものを着用すること。

頭髪について
19 学習や運動に支障がなく、清潔な髪型とする。
20 後ろ髪は長くとも肩に触れる程度とし、それより長い場合はしばる。

防寒具について
21 上着はコート類だけでなく、部活動で使用しているウインドブレーカーや普段使用しているものを着用できる。
22 寒い時は、ジャージの下にセーターを着用してもよい。
23 標準服の下からジャージなどが見えないように着用すること。
24 半袖の体操服の下から長袖の保温性の高い下着などが見えないように着用すること。

時間について
25 生徒昇降口は8:10に開錠する。※部活動、委員会活動などで校内に入る場合を除く。
26 朝の部活動終了は7:50を目安とする。
27 8:20までに昇降口を通過していない場合は遅刻と判断する。
28 放課後の活動開始時刻を帰りの会終了15分後をとする。
29 活動がない生徒の下校完了時刻を帰りの会終了20分後をとする。
30 放課後の活動がある場合、完全下校時刻の15分前には終了する。

その他
31 水筒の中身については、水分補給に適したものを各家庭で判断すること。
32 他学年の廊下や他教室には行かない。また、入らない。（盗難・いたずら防止のため）
33 集金等を除き、お金は基本的に持ってこない。（持参した場合は登校後に速やかに先生に必ず預ける。）
34 各種衛生用品（日焼け止め、ハンド・リップクリーム、制汗剤など）の使用は可とするが、無香料のものとし、ゴミは全て持ち帰ること。
35 登下校時に買い食いなどはしない。休日の部活動の際も同様とする。
36 登下校時は交通を滞らせたり、近隣の方々の邪魔になったりするなどの迷惑をかけないようにする。